

平成28年2月19日

〒243-0018

神奈川県厚木市中町4-4-10

アイディーコート本厚木シティーゲート201号

葉山法律事務所弁護士法人厚木事務所

熊野本宮大社 代理人

弁護士 葉山岳夫 様 弁護士 高橋暁子 様

〒640-8152

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうた201

和ネット 代表 吉田 益夫

TEL 073-499-7231

電気通信事業者届出番号 E17-2586



回 答 書

貴殿から平成28年2月8日和歌山地裁での仮処分申立審尋の席で送信防止措置依頼のあった次の投稿の取扱いについて下記のとおり回答いたします。

掲載されている情報の場所(URL)、題名:

「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「汚れたイメージの熊野本宮大社の責任は重い。」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立
投稿番号:53番、59番、65番、71番、77番

記

1. (回答内容)

既に、投稿削除処置を取っています。

2. (回答の理由)

投稿者の投稿の目的が達成されており、投稿削除についての反対意見もなく、2月19日現在、削除措置を行ったことに対して、投稿者よりクレームもないので、投稿者も措置に納得しているものと思われるため。

以 上